

## 基準 18 動力消防ポンプ設備の設置及び維持に関する基準

第1 法令等に定める技術上の基準によるほか、次に定めるところによる。

1 水源は、基準9、第1、第2項第1号及び第2号アの規定の例によるほか、次によること。

- (1) 水源の有効水量は、地盤面からの高さが4.5m以内の部分とすること。
- (2) 吸管投入孔は、1辺の長さが0.6m以上又は直径が0.6m以上の大きさのものとし、消防水の有効水量が80m<sup>3</sup>未満のものは1個以上、80m<sup>3</sup>以上のものは2個以上設けること。◇
- (3) 吸管投入孔として採水口を設ける場合は、次によること。

ア 採水口は、消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具の技術上の規格を定める省令に規定する呼称75のめねじに適合する単口のものとし、その設置個数は、有効水量が20m<sup>3</sup>以上40m<sup>3</sup>未満のものは1個以上、40m<sup>3</sup>以上100m<sup>3</sup>未満のものは2個以上、100m<sup>3</sup>以上のものは3個以上設けること。☆

イ 採水口に接続する配管は、管の呼びで100mm以上のものとし、その横引き部分の長さの合計は、20m以下とすること。◇

ウ 採水口は、地盤面からの高さが0.5m以上1m以下の位置に設けること。◇

- (4) 吸管を投入する部分の水深は0.5m以上とし、その部分の広さは、1辺の長さが1m以上又は直径が1m以上とすること。◇
- (5) 吸管投入口(池等を水源とする場合は、その周囲で接岸できる部分)の付近は、動力消防ポンプ(消防ポンプ自動車及び可搬消防ポンプをいう。以下この基準において同じ。)が容易に接近でき、かつ、操作できる空間を有すること。◇

2 動力消防ポンプは、次によること。

- (1) 動力消防ポンプ(消防ポンプ自動車又は自動車によって牽引されるものを除く。)は、設置する水源ごとに1以上設置すること。☆
- (2) 動力消防ポンプの設置場所は、雨水等の影響を受けるおそれのない場所とし、かつ、水源へ搬送するのに障害がない場所とすること。
- (3) 動力消防ポンプの設置場所には、その旨を表示した標識を設けること(建物等に格納する場合には、出入口の扉。)。◇
- (4) 動力消防ポンプに使用する吸管及びホース等は、次によること。

ア 吸管は、前項の水源の水量が有効に吸水できる長さとする。

イ ホースは、設置する動力消防ポンプごとに、防火対象物の各部分から水源に部署した動力消防ポンプまで容易に到達できる本数を設けること。

3 動力消防ポンプを設置する防火対象物は、その設置数に応じ、動力消防ポンプを使用するのに必要な知識及び技能のある人員等を常時確保できるような防火管理体制を確立させること。◇

第2 屋内消火栓設備及び屋外消火栓設備の代替について

令第11条第4項及び令第19条第4項に規定する屋内消火栓設備及び屋外消火栓設備の代替については、

第1の規定の例により設けるほか、所轄消防署の訓練を毎年2回以上受けている又は受けることが確約されている場合に限る。◇